

くくりわなを使用した捕獲による獣害対策

～獣害対策？やっぱ捕らなきゃしょうがないでしょ！～

石原元浩（新城設楽農林水産事務所農業改良普及課）

【平成22年11月22日掲載】

【要約】

豊根村ではニホンジカ（以下「シカ」という。）等による農作物の被害を受けていたが、農業者の有害獣対策は、防護柵等でしか対応できないのが実情であった。そこで、新城設楽農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）は、有害獣の「捕獲」を手段とする農作物被害の軽減対策を進めることとし、豊根村と連携して、猟師をリーダーとした獣害対策組織を作った。また、村内を有害鳥獣被害防止特区の区域とし、農家でも捕獲に参加・協力できるシステムづくりを行った。

1 はじめに

豊根村富山地区(旧富山村)は、人口150人の小さな集落である。シカ等による農作物の被害を訴える農業者は多いが、有害鳥獣を捕獲するための捕獲許可には狩猟免許（わな猟免許、第一種・第二種銃猟免許等）が必要となるため、免許を持たない農業者は、防護柵等でしか有害獣対策を実施できないのが実情であった。

そこで、農業改良普及課は、「畑を荒らす獣は畑で駆除する」という考えのもと、猟師をリーダーとする獣害対策地域モデルづくりに取り組んだ。また、有害鳥獣被害防止特区の認定を受けて、猟師だけでなく農家が獣害対策に積極的に携われるように誘導・支援したので、これらについて報告する。

2 活動方法

(1) 「くくりわな」の提案

シカが畑を荒らすのは、ほとんどが夜間である。しかし、銃は日の出から日没までしか使用できず、箱わなには入りづらい。畑に侵入してきたところを捕獲できるようなものはないか？そこで考えたのが「くくりわな」である。「くくりわな」は、「地雷」のような装置であり、畑に埋めておいた「くくりわな」を踏んだシカは、これに取り付けてあるワイヤーに足を縛られるという仕掛けとなっている。



写真1 使用したくくりわな

しかし、愛知県内では、有害獣捕獲に「くくりわな」がほとんど使用されておらず、農業改良普及課では、「くくりわな」の使用に同意した富山地区の猟師グループとともに捕獲による獣害対策モデルを作ることにした。

(2) 猟師をリーダーとした獣害対策地域モデルづくり

農業改良普及課では、「有害獣を捕獲できるのは猟師しかいない」の考えのもと、富山地区をモデルとして、農地を守るために「くくりわな」を使用することを明記した上で、猟師をリーダーとした農作物を守る組織体制案を作成し、豊根村からの理解を得た。

その後、集落での集会において、リーダーの猟師から農家・住民に対して、「猟師が地

域の農地を守る」ことを説明するとともに、農家に対して、「被害で困っていたら言ってくれ。わなを使って駆除するから」と説明するなど、取組に対する理解を求めた。

(3) 「くくりわな」を使用した有害獣捕獲の実践

富山地区の猟師は、「猟とは鉄砲で撃つもの」という考えであり、わな免許を持っている2名も、時々イノシシを箱わなで捕るために持っていただけであった。このため、猟師歴30年以上のベテラン猟師でも「くくりわな」については初心者であることから、農業改良普及課では、畑内に数種類の「くくりわな」を設置し、容易にかつ安全に捕獲できるか否かの検証を行った。

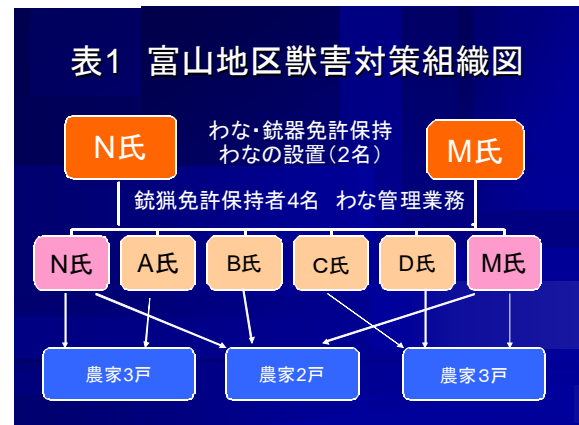
(4) 豊根村の有害鳥獣被害防止特区申請

農業改良普及課では、わな免許を持っていない農家も捕獲に協力できる体制を作るため、役場と話し合い豊根村内を有害鳥獣被害防止特区区域として申請を行うよう誘導した。

3 結果

(1) 組織体制

取組は、わな免許を持つN氏、M氏と依頼農家3戸から始まった。M氏に3戸の農家がシカの捕獲を依頼し、駆除により農地が守られると、他の農家からも次第に捕獲の依頼が来るようになった。さらに、有害鳥獣防止特区認定後には、銃猟免許保持者4名もわな管理業務を助けてくれるようになった。この結果、富山地区の獣害対策組織は表1のとおり、猟師6人が連絡を取り合い、シカ被害に困っている富山地区の農家及び農地を守る組織となった。



(2) 「くくりわな」の有効性

「くくりわな」の効果の高さは、猟師も驚いた。試験的に、初日にわなを3つ仕掛けたら、翌朝には2頭を捕獲するなど、信じられないほど簡単に捕獲ができるのである。

畑を加害するシカ等の獣(個体)は、人間に対する警戒心が弱く、たとえワイヤーの油のにおいがしようが、土が盛り上がってしようが逃げようとしなことが分かった(それくらいで加害しないのなら農作物被害は発生しない)。



写真2 わなにかかったシカ

猟師も仕事を持っており、毎日捕獲しても1人では処理ができない。このため、6名の猟師が協力しあい、最終結果として、約4ヶ月で21頭のシカを捕獲することができた。

(3) 有害鳥獣被害防止特区の認定

豊根村は、平成21年5月に有害鳥獣被害防止特区の申請を提出し、21年7月17日に特区申請が認定された。これにより、わな免許を持っていない農家も、わな狩猟免許保持者の指導監督により、協力して有害鳥獣を捕獲することができるようになった。

4 今では・・・

21年度に取り組んだ富山地区の獣害対策モデルを手本として、22年度からは豊根村全体で獣害組織が作られるとともに、豊根村が「わな安全講習会」を開催し、受講者は猟師と協力して農地でシカを捕獲できる体制を整備した。この結果、村全体で10組織が作られ、65名がシカ捕獲に参加・協力している。また、村は200基のくくりわなを購入し、無償で猟師に貸し出し農家・農地・地域を守る猟師を支援している。

獣害対策は「防御」だけでは限界がある。追い払っても隣に行くだけ。

もしも稲にカメムシがいたら・・・振り落として・・・逃がさずに踏みますよね。

もしも稲にシカが来たら・・・逃がさずに・・・駆除しなきゃ。

Copyright (C) 2010, Aichi Prefecture. All Rights Reserved.